

社会福祉法人黒潮園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒潮園（以下「当法人」という）定款第九条および第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 非常勤役員等の報酬については、別表1に定めるものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては、報酬を支給しない。

2 理事会又は評議員会がテレビ会議、電話会議等で協議を行うことができる方法によって開催された場合や、決議の省略による方法によって開催された場合は別表1に定める額を支給する。

3 常勤役員の報酬については、別表2に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬は、役員会への出席、理事長の要請により職務のため出勤した都度、支給する。

2 常勤役員等の報酬については、当法人の職員に準じて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程に準じて旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給する。

2 非常勤役員等が出張したときは、第3条の報酬も合わせて支給するものとする。

3 非常勤役員が役員会等に出席した場合は、旅費規程に定める交通費を支給するものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承諾を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

区 分	報 酬 額
理 事	1回 15,000円
評 議 員	1回 15,000円
監 事	1回 15,000円

別表2

区 分	報 酬 額
業務執行理事	月額 250,000円